

盗撮行為を規制する刑事法をめぐる論点

行政法務課 間柴 泰治

はじめに

—大型商業施設の書店で、20代の女性客のスカートの中を、バッグ内に忍ばせたデジタルカメラで盗撮⁽¹⁾—

—警備員として勤務していた会社の女子更衣室に侵入、室内に小型カメラを設置して女性社員3人を盗撮⁽²⁾—

こうした盗撮行為が、被写体となった者の何らかの法的利益を侵害し、社会的に強い非難を受けるに値するとの認識は広く共有されている。また、盗撮行為の増加やその法益侵害の強さが認識されるようになって、何らかの法的規制、例えば、盗撮行為に対して何らかの刑罰を科すことが主張される⁽³⁾。しかし、そもそもそのような刑事規制の是非について議論があろうし、仮に刑事規制を行うとしても、盗撮行為がどのような法的利益を侵害しているのか、どのような法的手段によってそれを防止するのか、処罰対象とする盗撮行為をどのように定義するのか等々、その実現には検討すべき論点が少なくない。本稿は、盗撮行為に対する法的規制、特に刑事規制に関する論点を整理し、このよう

な検討に資することを目指すものである。

I 問題の背景

1 「盗撮」とは何か

「盗撮」とは、ある国語辞典によれば、「撮影の対象者あるいは対象物の管理者に了解を得ることなく隠れて撮影すること。隠し撮り。盗み撮り。」⁽⁴⁾を意味するとされる。本稿の関心に沿ってこの語意を解すると、被害法益は別にして、行為としては、①撮影の対象者又は対象物の管理者（以下「撮影対象者等」という。）の了解を得ないこと、②撮影を行うこと、という2つの要素が重要である。

まず、①では、撮影対象者等の了解を得た撮影は、当然に盗撮に該当しないことが明らかになる。次に、②では、単に「見る（のぞき見る）」だけではなく、何らかの機器を利用した対象者又は対象物の記録を意味するという点が確認されるべきであろう。なぜならば、盗撮行為は、後述するとおり、それによって得られた映像によって、撮影対象者等に、新たに深刻な被害を与え得るものだからである。この点から、盗撮行為は、機器を使わない単なる「のぞき行為」と比較して、より深刻な被害を惹起し得る行為

(1) 「盗撮 被告に30万円略式命令 宮崎簡裁」『毎日新聞』（宮崎）2011.9.14.

(2) 「女性の着替え 盗撮容疑で逮捕」『読売新聞』（神奈川）2011.9.6.

(3) 例えば、保岡興治法務大臣（当時）による盗撮・盗聴行為に関する法整備検討の指示（「女性への盗撮・盗聴 対応策の検討 法務省が方針」『日本経済新聞』2000.12.3.）、2005年の自由民主党による盗撮防止法検討の動き（「盗撮防止法」制定へ）『読売新聞』2005.4.9;「盗撮防止法の議員立法を」『わかやま新報』2005.5.17;「性的盗撮」に懲役刑 提供・販売にも適用『読売新聞』2005.5.23.）、児童ポルノに限定されているが、2009年3月19日に民主党から衆議院に提出された児童ポルノ等禁止法改正案（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（第171回国会衆法第12号））等の動きがある。

(4) 新村出編『広辞苑（第六版）』岩波書店、2008、p.1973. なお、同書の第五版（1999年刊行）では「盗撮」の見出しがなく、比較的新しい語であると言えよう。

と理解しなければならない⁽⁵⁾。

以上の「盗撮」の要件に当たる具体的行為としては、① ATM の暗証番号など、何らかの秘密の情報を入手する目的で行われるもの⁽⁶⁾、② 映画等の経済的な価値のあるものを複製しようとするもの⁽⁷⁾、③ 性的な目的で、着替えや入浴などの様子を撮影するものが挙げられる。これらの盗撮行為のうち、現在最も深刻な社会問題として認識されているのは③に該当する盗撮行為であり、また、本稿がテーマとするところである。その背景には、「盗撮は、カメラによる犯罪で、被害者のプライバシー等を損なうものであり、近年そうして撮影された画像が雑誌やインターネットを通じて流通するなど被害が深刻化している」⁽⁸⁾との認識が強まり、盗撮行為が女性に対する暴力、より具体的には性犯罪の一種であること、加えて、盗撮映像が映像ソフトとして販売されるに至っては、被害者に対する権利侵害の程度は極めて強いものとなると認識されるようになったことが挙げられよう⁽⁹⁾。

2 撮影機材の小型化・高性能化・低価格化

近年の技術の進歩は、盗撮行為を急速に変容させている。そのような変容の背景の一つとして、撮影機器の進歩と価格低下により、誰もが容易に盗撮を実行できるようになったことが挙げられる。既に 1998 年の報道では、電車の中での盗撮事件の急増の背景として、デジタルカメラ・ビデオの小型化・高性能化等が指摘されていた⁽¹⁰⁾。その後も撮影機器の進歩と価格低下は続き、最近では、防犯カメラとして 2、3 センチ四方の箱型になった小型カメラが 1 万円台から秋葉原の電気街で販売されているとの報道⁽¹¹⁾、また、2008 年頃以降、中国等から安価な商品が大量に供給され、キーホルダーやボールペンなど日用品タイプの小型カメラの多くが 5,000 円から 15,000 円程度で販売されているとの報道がある⁽¹²⁾。撮影機器の小型化・高性能化は、盗撮行為あるいはその被害の発見を困難にし、また、撮影機材の低価格化は、盗撮行為を実行する者あるいは実行しようとする者を増加させる一因となっていると思われる。

いま一つの変容の背景として、インターネッ

(5) ただし、単にのぞく行為も犯罪となり得る。たとえば、スカートの中をのぞいた行為が、県迷惑防止条例違反とされて逮捕された例がある（「手鏡使ったのぞき行為、容疑の男を逮捕」『朝日新聞』（横浜）2010.2.24.）。

(6) これに該当する事例としては、①ゴルフ場の貴重品ロッカーへの盗撮カメラ設置による暗証番号の盗撮（東京高判平成 16 年 12 月 22 日金融法務事情 1736 号 67 頁）、②銀行の ATM への盗撮カメラ設置による暗証番号等の盗撮（最判平成 19 年 7 月 2 日刑集 61 卷 5 号 379 頁）がある。

(7) 映画の盗撮の防止に関する法律（平成 19 年法律第 65 号）は、「映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、」（第 1 条）制定されたものである。

(8) 『女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策』男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会，2004，p.7.

(9) 木村光江「盗撮と名誉毀損罪」『現代刑事法』6 卷 7 号，2004.7，p.91. なお、販売目的の盗撮映像の撮影・製造・販売の実態については、例えば、青井輪廻「摘発相次ぐ盗撮をめぐる闇ルートの実態」『創』438 号，2009.9・10，pp.96-101；黒木昭雄「盗撮実行犯の女」が明かす全手口」『週刊文春』2329 号，2005.6.2，pp.44-47. がある。こういった盗撮の実態は、児童ポルノの悪質性の一つとして、インターネットを通じて流通することにより、原状回復困難な被害を与えることを想起させる。

(10) 「電車内、盗撮に御用心 小型デジタルカメラ悪用」『朝日新聞』（神奈川）1998.12.21. カメラ付携帯電話が普及し、また盗撮を可能にする超小型カメラや特殊機器が入手しやすくなった事情が、盗撮被害の拡大の背景にあることを指摘する報道として、「（読むキーワード）盗撮 小型カメラ普及し拍車」『朝日新聞』2005.7.21. がある。

(11) 「あなたの安心 盗聴・盗撮を防ぐ④」『朝日新聞』2008.12.4.

(12) 「レンズ 1 ミリ 盗撮の目？」『読売新聞』（大阪）2011.3.9，夕刊.

トの普及が挙げられる⁽¹³⁾。インターネット上では、盗撮の手口や情報が仲間同士で交換され⁽¹⁴⁾、また、盗撮行為によって撮影された写真や映像が公開されているという⁽¹⁵⁾。また、インターネット通販によって、撮影機材の販売店が少ない地方でも簡単に購入できるようになったことも指摘されよう⁽¹⁶⁾。このような状況の変化は、盗撮行為の地方への拡散を招き、盗撮行為に対する心理的抵抗感を緩和させて盗撮行為の実行を容易にし、また、映像等の流通を促進することによって被害者の法益侵害をより深刻にしかねないものである。

3 盗撮行為の全容と動向

盗撮行為は、全国でどれくらい実行されているのか。盗撮行為に関する全国規模の一般的な統計はない。そこでまず試みに、警視庁が発表している統計を見てみよう。Ⅱで後述するように、盗撮行為を処罰する法令として迷惑防止条例及び軽犯罪法がしばしば活用されるが、2003（平成15）年から2010（平成22）年までの8年間で、これらに違反したとして送検された年平均の件数が、前者は200件、後者は67件であり、特に前者については、200件前後で推移している⁽¹⁷⁾。また、新聞報道は、①2004年に全国で迷惑防止条例又は軽犯罪法違反として摘発された盗撮行為は1,892件⁽¹⁸⁾、②大阪府警管内の検挙数は、2004年以降年間70～90件で推移⁽¹⁹⁾、③福岡県では、2007年から2009年までにか

て、盗撮行為での検挙数が40数件で推移していたところ、2010年は、8月までで36件に達した⁽²⁰⁾と報じている。

しかし、これらは盗撮行為のごく一部を捉えたにすぎないと考えるのが適当であろう。その理由は、以下のとおりである。まず、全国で年間40万個の盗撮・盗聴器が市販されていることを考慮すると、上記の件数は、実際に行われた盗撮行為のうちのごく一部であろう⁽²¹⁾。また、被害者が盗撮に気付かない場合が多く、被害の特定が困難であるがゆえに、盗撮行為の現行犯以外での逮捕は困難であることも、検挙・送検の件数が低いままで推移する要因となっていよう⁽²²⁾。加えて、たとえ被害者が盗撮被害に気付いたとしても、警察に通報・相談するとは限らないことにも留意する必要がある⁽²³⁾。

以上から、少なくとも、盗撮行為の全件数は相当数に上ること、また、減少傾向にあるわけではないと考えるのが妥当であろう。

Ⅱ わが国の現行法制度

以上で検討したとおり、盗撮行為が被害者に与える法益侵害は、近年甚大なものとなっており、また、被害件数も相当数に上るとされる。抜本的な対策として、盗撮行為一般を直接規制する立法を主張する見解もあるが、現在のところ実現していない。しかし、実務上、現行法の中で、盗撮行為を取り締まる目的で活用されて

(13) 『朝日新聞』1998.12.21. 前掲注(10)

(14) 同上 また、「盗撮：福岡・天神で急増」『毎日新聞』（西部）2010.8.30, 夕刊。も参照。

(15) 自らが撮影した盗撮画像をブログに多数掲載したところ、2008年11月から2011年1月までの間に約220万件のアクセスがあったという事件があった（「わいせつ画像掲載容疑」『読売新聞』（埼玉）2011.6.10.）。

(16) 盗聴器についてのものであるが、2003年に同様の指摘があった（「広がる盗聴器被害 調査会社に同行取材」『朝日新聞』（新潟）2003.7.12.）。

(17) 警視庁総務部文書課編『警視庁の統計』の平成15年から平成22年までを参照した。

(18) 「盗撮」細心の注意を女性が仕掛けることも…『産経新聞』2005.6.9.

(19) 「盗撮カメラ探します」『読売新聞』2008.12.27, 夕刊。

(20) 「減らぬ盗撮「現行犯」の壁」『朝日新聞』（福岡）2010.10.18.

(21) 前掲注(18)

(22) 前掲注(20)

いる法令がある。以下では、それらの法令を概観する。

1 軽犯罪法

軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第23号は、「正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者」を拘留⁽²⁴⁾又は科料⁽²⁵⁾に処するとする（窃視の罪）。その立法趣旨は、「人の個人的秘密を侵害する抽象的危険性のある行為を禁止し、ひいては、国民の性的風紀を維持しようとする」⁽²⁶⁾ことである。

この規定において「のぞき見る」とは、「物かげやすき間などからこっそり見ること」とされ、「望遠鏡で見ること」や「カメラによってひそかに写真をとる」ことも該当するとされるが、何らかの行為を行うことなく、自然に見えてしまった場合は該当しない⁽²⁷⁾。また、「人の住居…その他人が通常衣服をつけていないでいるような場所」とは、衣服をつけていない可能性がある場所の内部を指し、具体的には、劇場等のトイレの中の個別に扉で仕切られた部分、病院の診療室、キャンプ場におけるテントが一例であり、他方、高所にいる女性のスカートの内部をのぞく行為は該当しない⁽²⁸⁾。なお、

ビデオカメラで撮影録画したのみで実際に録画内容を見ていない場合であっても「のぞき見る」に該当するとされる⁽²⁹⁾。

盗撮行為に対して軽犯罪法を適用することについては、次のような点から不十分であるとの指摘がある。すなわち、①盗撮行為による法益侵害の重大性に対して法定刑が軽すぎること⁽³⁰⁾、②盗撮行為が、えてしてその映像の営利目的での頒布と強い関連があることを勘案すると、立法趣旨と合致しないこと⁽³¹⁾、③衣服を身につけていない特定の場所をのぞき見た場合にのみ適用されるので、教室など、衣服を付けている場所での盗撮行為には適用できないこと⁽³²⁾である。

2 地方自治体の迷惑防止条例

現在、全ての都道府県が、いわゆる「迷惑防止条例」を制定して「卑わいな言動」の禁止を定め、わいせつ性のある行為を処罰する目的で⁽³³⁾、痴漢や盗撮等を一括して規制している⁽³⁴⁾。関連条文の記述に多少の違いはあるものの、「公共の場所又は公共の乗り物において、人を著しく羞恥させ又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない」というくだりはほぼ共通しており⁽³⁵⁾、盗撮は、この「卑わいな言動」に該当すると解されている⁽³⁶⁾。

(23) 2010年に警察庁が大都市圏で実施した痴漢被害調査によれば、被害女性のうち、警察に通報・相談したのは全体の1割程度だったという（痴漢防止に係る研究会『電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書』2011.3.警察庁ウェブサイト <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/h22_chikankenkyukai.pdf>）。痴漢被害と盗撮被害とで必ずしも同列に論じることはできないとはいえ、盗撮被害が必ずしも警察に通報・相談されないという傾向は同様であろう。また、温泉施設等で盗撮が行われていた場合、その施設の管理者も被害者となるが、盗撮が行われた施設との評判が立つことによる営業上の不利益を考え、そのような事実を認めないこともあるという（『朝日新聞』2005.7.21.前掲注(10)）。

(24) 1日以上30日未満の刑事施設への拘置（刑法第16条）。

(25) 1,000円以上1万円未満の納付（刑法第17条）。

(26) 伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法（第八巻）』立花書房，1990，p.113。

(27) 同上，p.114。

(28) 同上。

(29) 気仙沼簡裁判平成3年11月5日判タ773号271頁

(30) 木村 前掲注(9)，p.91。

(31) 同上。

(32) 「県立高校教師が盗撮容疑」『読売新聞』（茨城）2011.6.29。

これが適用される場合の罰則は都道府県によって異なるが、大都市部ではおおむね6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、地方部で3～5万円程度の罰金があるところもあるとされる⁽³⁷⁾。他方、東京都は、「人の通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影した者」は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとし、その常習者については、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に加重されている⁽³⁸⁾。

しかし、この条例が適用できるのは「公共の場所」又は「公共の乗物」において実行された盗撮のみであり、救急車内やタクシー車内で行われた盗撮、私企業の社員が社内のエレベーターで行う盗撮、訪問販売業者が家人の許可を受けて家の中に入って行う盗撮の場合には、適用は困難であるとみられている⁽³⁹⁾。

3 住居侵入罪

盗撮を実行するに当たり、カメラの設置などの目的で住居に侵入した場合には、住居侵入罪（刑法第130条）として取締りが行われている⁽⁴⁰⁾。この場合、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。しかし、撮影者が住居に侵入

しなかった場合には適用できないことは言うまでもない。

4 名誉毀損罪

近年、女性の着替えや入浴中の姿態を盗撮した映像が、販売目的で編集され、販売される事例が多く見られる。しかし、このような販売行為については、直接これを処罰する法令は存在しない。そこで、盗撮写真又はビデオ映像を大量に頒布する行為は、被害者の全裸の姿態が記録されているという事実を摘示することによって、そのようなビデオ等の被写体となった被害者がそのようなビデオ等に自ら進んで出演したとの印象を与えかねない場合に、当該被害者について否定的な評価を生じかねないとして、当該被害者の名誉を侵害する行為だと解し、名誉毀損罪（刑法第230条）の成立を是認する判例がある⁽⁴¹⁾。この罪に該当する場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

ただし、このような法適用は、盗撮行為によって得られた映像等を頒布する行為に着目するものであり、したがって、盗撮行為それ自体を処罰対象とはできない。また、上記判例の立場か

(33) 木村 前掲注(9), p.92.

(34) 全都道府県の迷惑防止条例を概観したものとして、合田悦三「いわゆる迷惑防止条例について」小林充先生佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集刊行会編『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集 上巻』判例タイムズ社, 2006, pp.510-535; 難波正樹「都道府県の迷惑防止条例について」『警察学論集』63巻2号, 2010.2, pp.46-65. がある。

(35) ただし、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年大阪府条例第44号）第6条第3号が「みだりに、写真機等を使用して透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着の映像を見、又は撮影すること」と、第4号が「みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影すること」と規定するように、具体的な行為を列挙している例もある。

(36) 捜査手続研究会「強い執行力 & 盗撮についての考察」『KEISATSU KORON』60巻10号, 2005.10, pp.92-96.

(37) 『第24回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会議事録（平成15年12月5日）』内閣府男女共同参画局ウェブサイト <<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/gijiroku/bo24-g.html>> では、地方部の刑罰が比較的軽いのは、検挙・処罰すべき実態がないからではないか、との警察庁生活安全局生活安全企画課長の発言がある。

(38) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号）第8条第2項及び第7項

(39) 「県迷惑防止条例改正へ」『読売新聞』（奈良）2006.6.8.

(40) 前掲注(8)

(41) 東京地判平成14年3月14日公刊物未登載（裁判所ウェブサイト掲載）。この判例の評釈として、浦田啓一「実務刑事判例評釈⁽¹⁰²⁾」『KEISATSU KORON』58巻2号, 2003.2, pp.67-74.

らは、「被害者がそのようなビデオに自ら進んで出演したとの印象を与えかねない場合」でなければ成立しないと解され、適用できる事案は限られるとも評価し得る。

5 わいせつ物公然陳列罪、児童ポルノ公然陳列罪

盗撮画像をインターネットで公開するなどすれば、当該画像が「わいせつ」に該当する場合、わいせつ物公然陳列罪（刑法第175条）で処罰することが考えられる⁽⁴²⁾。また、同様に、当該画像が「児童ポルノ」に該当する場合は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ禁止法」という。）第7条第4項前段の児童ポルノの公然陳列罪で処罰することが考えられる⁽⁴³⁾。なお、前者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に、後者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科に処せられる。

ところで、わいせつ物公然陳列罪の場合には、撮影された映像が「わいせつ」である必要があるところ、「わいせつ」とは、判例上、「いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義觀念に反する」⁽⁴⁴⁾ことが要件とされている。また、児童ポルノ公然陳列罪の場合には、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」（児童ポルノ禁止法第2条第3項第3号）等である必要がある。しかし、一般的な盗撮画像が、下着を着用した状態の姿態、あるいは着替えなどの半裸あるいは

全裸の姿態であることを勘案すると、その大半は「わいせつ」に該当せず、また、児童ポルノ禁止法は、撮影対象が18歳未満の子どもでなければ適用できないことを考えると⁽⁴⁵⁾、適用できる事案は限定されるだろう。

6 小括

以上、盗撮行為を取り締まるために実務上活用されている現行法令を概観したが、これらは、①盗撮行為自体を取り締まるもの、②盗撮画像・映像を頒布する行為を規制するものに二分される⁽⁴⁶⁾。前者に該当するのが、軽犯罪法、迷惑防止条例、住居侵入罪であり、後者に該当するのが、わいせつ物公然陳列罪・児童ポルノ公然陳列罪、名誉毀損罪である。

前者については、特に、軽犯罪法と迷惑防止条例とのいずれもが処罰対象としていない領域があることに留意すべきであろう。すなわち、両者の処罰対象を極めて単純化するならば、前者は「人が通常衣服をつけないでいるような場所」を盗撮することを、後者は「公共の場所又は公共の乗り物において」盗撮することを処罰対象としている。したがって、公共の場所又は公共の乗り物ではなく、人が通常衣服を着ているような場所における盗撮は、両者の処罰対象外の行為となるのである⁽⁴⁷⁾。

後者についても、やはり、いずれの罰則でも処罰されない行為があり得ることに留意すべきであろう。わいせつ物公然陳列罪等については、5で述べたとおり「わいせつ物」や「児童ポルノ」に該当しない場合があるろうし、名誉毀損罪については、盗撮映像が人格への社会的評価に関係

(42) 最決平成13年7月16日刑集55巻5号317頁。また、前田雅英ほか編『条解 刑法（第2版）』弘文堂，2007，pp.462-463。も参照。

(43) 森山真弓ほか編著『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』ぎょうせい，2005，p.101。

(44) 最大判昭和32年3月13日刑集11巻3号997頁

(45) 永井善之「インターネットと名誉・わいせつ犯罪」『刑事法ジャーナル』15号，2009，p.14。

(46) 同上

(47) 実際に、高校の教員が授業中に小型のデジタルカメラで生徒のスカートの中を盗撮した事案で、捜査関係者は、軽犯罪法でも県迷惑防止条例でも検挙は難しいとの判断であったという（前掲注(32)）。

する場合に、盗撮画像の公開行為を処罰対象とし得るのであって、プライバシー侵害行為一般をその対象とするものではないことが留意されよう。

なお、盗撮行為にしばしば用いられる小型カメラ等の撮影機器の製造又は販売を規制することも考えられるが、現在のところ、法的規制は行われていない⁽⁴⁸⁾。

Ⅲ 諸外国の立法例

わが国では、盗撮行為を一般的に直接規制する法令が存在しないことは前述のとおりであるが、諸外国には立法例が見られる。わが国で盗撮行為の法的規制を検討する上で、これら諸外国の関連法制は参考になろう。以下、それら諸外国の立法例を概観する⁽⁴⁹⁾。

1 アメリカ (連邦)

連邦法では、2004年ビデオ盗撮防止法⁽⁵⁰⁾が盗撮行為を規制している。この法律によって設けられた合衆国法典第18編第88章第1801条は、本人の同意を得ずに、プライバシーが保護されるであろうという合理的な期待をその者が抱く状況下で、その者の秘部の画像 (an image of a private area) を得る意図をもって、その者の秘部の画像を故意に得る (capture) 行為をした者に対し、1年以下の拘禁刑若しくは罰金に処せられ、又はこれらが併科される。

なお、この規定の「得る (capture)」とは、画像に関して、ビデオ録画・写真撮影・映画撮影その他の何らかの手段による記録、又は「放送 (broadcast)」を指し、また、「放送」とは、

他人に見せることを意図して視覚的映像を電子的に伝達することとしている。また、「秘部」とは、むき出しの又は下着で覆われた性器、陰部、臀部又は女性の胸部を指すとしている。

2 イギリス (イングランド・ウェールズ)

イングランド・ウェールズでは、2003年性犯罪法⁽⁵¹⁾第67条及び第68条で規制されている。

第67条第1項は、性的満足を得る目的で、他人の私的行為 (a private act) を、当該他人の同意が得られていないことを知りつつ見ること、同条第2項は、他人が性的満足を得る目的で第三者の私的行為を見ることができるようにするための機器を、その操作についての当該第三者の同意が得られていないことを知りつつ操作することを処罰するとしている。また、同条第3項は、他人の私的行為を、本人又は第三者が性的満足を得る目的で見するために、当該他人の同意が得られていないことを知りつつ録画することを、同条第4項は、本人又は第三者が第1項に規定する犯罪の実行を可能とする意図をもった装置の取付け又は「構造物 (structure)」の建設若しくは改造を処罰するとしている。これらの罪を犯した場合、正式起訴がなされると、2年以下の拘禁刑に処せられる。

第68条では、第67条の規定中の「私的行為」と「構造物」の文言の定義が行われている。すなわち、「私的行為」とは、その状況下で、合理的にプライバシーが保護されると期待される場所において、①人の性器、臀部又は胸部を露出し又は下着のみで覆っている、②人がトイレを使用している、③通常公然と行われぬ種類の性的行為を人が行っていることをいう。また、

(48) 前掲注(12)

(49) 諸外国の立法例を紹介した文献として、島田聡一郎「盗撮画像公表行為と名誉毀損罪の保護法益」山口厚編著『クローズアップ刑法』成文堂、2007、pp.123-182. がある。

(50) Video Voyeurism Prevention Act of 2004 (P.L.108-495)

(51) The Sexual Offences Act 2003 (2003 c. 42) なお、スコットランドでは、Sexual Offences (Scotland) Act 2009 (2009 asp 9) が、北アイルランドでは、Sexual Offences (Northern Ireland) Order 2008 (2008 No. 1769 (N.I. 2)) が、同趣旨の法令である。

「構造物」とは、テント、車、船舶、その他仮設の又は可動の構造物を含む。

3 ドイツ

ドイツでは、刑法典第 201 条 a に、撮影による高度に私的な生活領域の侵害という犯罪として規定されている⁽⁵²⁾。

ここでは、①権限なく、住居又は中が見られないように保護された空間にいる他の者の画像・映像を製作し、又は複製し、これにより高度に私的なその生活領域を侵害すること、および、その画像・映像を利用し、又は第三者がアクセス可能な状態にすること、②住居又は中が見られないように保護された空間にいる他の者の画像・映像を、権限をもって製作した場合において、事情を知りながら、権限なく、それを第三者の目に触れ得る状態にして、これにより高度に私的なその生活領域を侵害することを処罰する。いずれの場合も 1 年以下の自由刑又は罰金に処せられる。

4 フランス

フランスでは、刑法典第 6 章「人格に対する侵害」の第 1 節「私的生活に対する侵害」のうち、第 226-1 条及び第 226-2 条に規定されている⁽⁵³⁾。

第 226-1 条は、①私的又は秘密のものとして話された言葉を、本人の承諾を得ないで、傍受し、録音し又は伝達すること、②私的な場所にいる人の肖像を、その者の承諾を得ないで、写し、録画し又は伝達すること、という何らかの手段を用いて、他人の私的生活の内奥に対して、故意に侵害する行為を処罰することとしている。ただし、同条に規定する行為が、当事者の認識できる状態の下に行われ、当事者がその行為を防止し得るにもかかわらず、それを防止し

なかった場合には、その者の承諾があったものと推定される。

第 226-2 条は、第 226-1 条に規定する行為の一つによって得られた記録又は文書を保持し、公衆又は第三者に認識させ、もしくは認識するがままにし、又はいかなる方法であれ、これを利用する行為を処罰するとしている。

これらの罪はいずれも 1 年以下の拘禁刑若しくは 45,000 ユーロ以下の罰金に処せられ、又はその併科に処せられる。

5 カナダ

カナダでは、2005 年の刑法典等の一部改正法⁽⁵⁴⁾によって設けられた、刑法典第 162 条に規定されている。

第 1 項では、以下のいずれかの場合において、プライバシー保護について合理的期待を生じさせる状況下にある者をひそかに観察し（機械的手段・電子的手段によるものを含む）、又はその者をひそかに記録した者を処罰するとしている。すなわち、①その者が、全裸になる、その者の性器若しくは肛門部若しくはその者（女性）の胸部を露出する、又はあからさまな性的行為を行うことが合理的に予期される場所にいる場合、②その者が全裸になる、その者の性器若しくは肛門部若しくはその者（女性）の胸部を露出する、又はあからさまな性的行為を行っている場合であって、その者がそのような状態であること又はそのような行為を行っていることを観察又は記録する目的で、当該観察又は記録が行われている場合、③観察又は記録が性的目的で行われている場合である。

また、第 4 項では、第 1 項で犯罪とされる行為によって得られた記録を、知りながら、これを印刷、複製、刊行、頒布、流通、販売、広

(52) 以下のドイツの法制度についての記述は、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑法典』法曹会、2007. を参照した。

(53) 以下のフランスの法制度についての記述は、『フランス刑法典（改訂版）』法務大臣官房司法法制調査部司法法制課、1995. を参照した。

(54) An Act to amend the Criminal Code (protection of children and other vulnerable persons) and the Canada Evidence Act (2005, c. 32)

告又は利用可能な状態にすること及びこれらの目的で記録を所持することを処罰するとしている。

これらの罪を犯した場合は、5年以下の拘禁刑が科される。

IV 盗撮行為に対する刑事規制に関する論点

以上の議論を踏まえると、盗撮行為に対する刑事規制に関する検討を行う際の主な論点としては、以下の4点が挙げられるだろう。

1 保護法益

盗撮規制立法の保護法益を、撮影対象者の性的羞恥心・性的尊厳とするか、又は、プライベートな空間に侵入を受けない自由（プライバシーの保護）とするかが論点となる。プライバシーを保護法益とすると、保護されるべき法益の範囲は極めて広くなるだろうが、他方、プライバシーの概念の外延が不明確であることに鑑みると、構成要件明確性の観点から懸念が生ずるだろう⁽⁵⁵⁾。

2 規制対象行為

一般的な「盗撮行為」の事例を具体的に観察すると、①撮影機器の入手、②撮影機器の設置、③撮影行為⁽⁵⁶⁾、④撮影した画像・映像の所持・複製・頒布というプロセスが含まれることが分かる。これらのいずれの行為を規制対象とするかは、論点の一つとなるだろう。

3 「盗撮行為」の定義

規制すべき「盗撮行為」の定義の在り方が論

点となろう。その定義が明確性を欠けば、捜査権の濫用によって重大な人権侵害を引き起こす危険性があると指摘される。例えば、盗撮行為を定義するに当たって「性的目的」という概念が導入される可能性があるが、運用によっては、捜査当局の恣意的な解釈によって検挙し得るとの懸念がある⁽⁵⁷⁾。また、盗撮行為と管理・監視行為との区別は必ずしも明確ではなく、それらを一律に法規制しようとする、本来許されるべき正当な目的、相当な手段での撮影行為（特に、報道・取材行為が問題となる。）まで広く制限されるおそれがあるとの指摘もある⁽⁵⁸⁾。

以上の点に留意した上で検討すべき主な論点として、次の3点が挙げられる⁽⁵⁹⁾。①まず、撮影対象者が存在する場所で限定を行うか否かである。この点、撮影対象者が一定の領域にあることを要件とするドイツやフランスの例がある。しかし、このような限定は、前述のとおり、教室や救急車等で行われる盗撮行為を対象外としてしまう可能性がある。②次に、撮影対象の限定を行うか否かである。この点、性的行為や性器や臀部など性的関心を喚起する部分に限定したアメリカやカナダの例がある。しかし、このような限定は、赤外線カメラを利用した水着姿の女性の透視撮影が対象外となる可能性がある。③最後に、性的目的を要求するか否かである。この点、「性的満足を得る目的」を要求するイギリスの例や、一部の行為について「性的目的」を要件とするカナダの例がある。しかし、このような限定は、定義が曖昧なために捜査権の濫用等を招くおそれがあることは前述のとおりである。

(55) 島田 前掲注(49), p.158. の注(131)

(56) なお、画像・映像を記録する行為を処罰対象とするか、あるいは単純なぞき行為をも含めて処罰対象とするか、という論点もある(同上, p.162.)。

(57) 『朝日新聞』2005.7.21. 前掲注(10)

(58) 「あなたの安心 盗聴・盗撮を防ぐ③」『朝日新聞』2008.12.3.

(59) 島田 前掲注(49), pp.162-166.

4 法定刑の水準

法定刑の水準についても議論の余地があると思われる。盗撮規制立法の保護法益を、撮影対象者の性的羞恥心・性的尊厳とするにしろ、個人のプライバシーとするにしろ、重要な個人の法益の保護を目的とすることになろう。他方、現行法制度でしばしば活用される軽犯罪法や迷惑防止条例によって科される刑は、そのような盗撮行為による被害者に対する権利侵害の程度と比較して余りにも軽いと批判されてきたところである⁽⁶⁰⁾。また、これに関連して、常習的な盗撮行為や盗撮映像の公開行為について加重処罰を行うか否かも論点となろう⁽⁶¹⁾。

おわりに

盗撮行為が、撮影対象となった者の何らかの法的利益を侵害し、社会的に強く非難されるべき行為であることには異論がなかろう。しかし、盗撮行為が社会的に注目されるようになった背景には、急激な技術の進歩や普及、また、インターネット利用の拡大があったことは見逃せない。今後も、盗撮行為をめぐる社会状況が著しく変化することが予想される。盗撮行為については、このような社会状況の変化を注視した上で、適切な対応を検討していくことが必要であろう。

(ましば やすはる)

(60) 木村 前掲注(9), p.91.

(61) 島田 前掲注(49), pp.165-166.